

# あいち通信

第四十七号 平成二十五年七月

日本会議 愛知県本部 事務局  
052-763-4588

## 報告・第九回愛知憲法フォーラム開催さる

今年の第九回愛知憲法フォーラムは、五月三日、アパホテル名古屋錦四階。旭の間で二百名超える盛況の中、明治天皇の玄孫であり憲法学者でもある竹田恒泰先生をお招きして講演をしていただいた。五項目に分けてサマリー（講演の要約）を以下、記述しました。



【主権について】憲法とは主権者が権力者を縛るもので、つまり権力者の暴走を止めるもの。主権者とは国の政治のあり方を最終的に決める者ことで、「かつては天皇、今は國民主権」という嘘がまかり通っているが、実際には国民は法律の

中身は作れるが、公布は天皇しか出来ない。といふ事は主権は天皇と国民が一体となつた時にしか発動しない。言い換えると主権は権力と権威の側面があり、権力は国民、権威は天皇が持つている。権力と権威が一体となつた時始めて主権が発動するという君民一体となつた姿が我が国の主権の姿であり、戦前戦後で変わっていない。「戦前は天皇主権」というのも、大日本帝国憲法下、政府と統帥部で決定した事を天皇が覆す事は出来ないことから嘘だと分かる。

【国民について】国民には二種類あり、主権者たる国民（姿形が無いもの、法学上の概念）と主権により統治される国民（姿形があるもの、日本国民はこちら）である。我々は主権者たる国民の意思決定に参加出来るが、主権により統治される国民である。天皇は主権者たる国民を象徴している。

【国体について】戦前戦後と国体が変わらず、天皇と国民の関係は親子の関係であるのが我が国最大の特徴である。どの国も憲法一条を見れば国体が分かる。例えば、米国は自由、中国は共産党の一党支配である。第一条にある象徴とは異質なもの同士つまり姿・形があるもので姿・形の無いものを表すことである。天皇を見れば日本が見えるが、米国大統領では米国は見えないし、中国国家主席では中

【大日本帝国憲法について】大日本帝国憲法の第一条の「統治ス」は「治ラス（シラス）」の意味で使われており、これは天皇が国民の事情を広くお知りになり、そ

の上で国民の幸せを祈る事により自然と国がまとまる事を表している。日本国憲法の第一条は大日本帝国憲法と全く同じ意味である。敗戦後、GHQにより作成された憲法草案は、国会での議論を通して草案とはまるで異なるものとなつておらず、当時の人が頑張ってな部分を護つた事が分かる。大日本帝国憲法は記紀から由来している。天皇である根拠は歴史の事実かており、前の天皇が引き継ぎ、ずっと前をたど自然の意思に繋がる。



しかし、優先的に改正すべきは憲法である。憲法のどこを護るかの議論に六割方集中しなければならなく、では現憲法で何を護るべきかは日本の国体に関わる箇所の第一条（天皇の統治）と第六条（天皇の内閣総理大臣任命権）である。憲法が改悪される可能性について論じられていない。憲法のどこを護るかの議論に六割方集中しなければならなく、では現憲法で何を護るべきかは日本の国体に関わる箇所の第一条（天皇の統治）と第六条（天皇の内閣総理大臣任命権）である。（文責・愛知竹田研究会幹事 高橋 基氏）

### ●愛知県護国神社清掃奉仕予定

次回は七月七日午前七時開始、八時終了。八月四日、九月一日、を予定しております。尚、八月までは午前七時開始です。軍手を必ずご持参下さい。また、小雨なら社屋の木枠拭き掃除しますので雑巾を「持参下さい。大雨は中止になりますが、疑わしい天気の場合には、現場責任者の服部宛、お電話下さい。（090-6466-1592）奮つてご参加ください。六月二日には、当日清掃奉仕後に、役所にお二人そろつて婚姻届けにいかれるお幸せな「兩人に参加いただきました。お幸せに」。

### ●「日本の息吹」を引き続き「継続下さいますようお願いします。